

提案第4号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会については、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_とする。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	8 地域審議会の取扱い
調整の内容	

【提案理由】

--



【参考事項】地域審議会について

選択肢	地域審議会（合併特例法第5条の4）を設置する	地域振興等のための附属機関（地方自治法第138条の4第3項）を条例により設置する	地域審議会等を設置しない
選択肢の概要	合併前の市町の協議により、期間を定めて新市に、旧市町の区域であった区域ごとに、新市が処理する当該区域に係る事務に関し新市の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会である「地域審議会」を置くことができる。	新市は、条例の定めるところにより、新市の長の附属機関として審議会、調査会その他の諮問、調査等のための機関を置くことができる。	主として地域の議会議員や新市の広報・広聴事業、市民参画等により、地域のこえを施策に反映する。
設置手続	合併前に旧市町が議会の議決を経て協議し、告示する。	新市が条例で定める。	-
対象区域	旧市町の区域。	任意（新市が条例で定める。）	-
設置期	設置期間を定める必要がある。	任意	-

間			
組織等	合併前に旧市町が議会の議決を経た協議により定める。	新市が条例で定める。	-
任務	新市の長の諮問に応じて審議すること。 必要と認める事項について新市の長に意見を述べること。 なお、合併後に新市の長が新市建設計画を変更しようとするときには、あらかじめ地域審議会の意見を聴かなければならない。	新市が条例で定める。	-
先進事例 制度創設 (11.7)	大船渡市(13.11.15 編入・1市1町) ・旧三陸町の区域に設置(10年度間) 加美町(15.4.1 新設・3町) ・各区域に設置(10年度間) 南アルプス市(15.4.1 新設・4町2村) ・各区域に設置(10年度間)	さぬき市(14.4.1 新設・5町) ・地域振興等のための附属機関を設置 新発田市(15.7.7 編入・1市1町) ・附属機関を設置 《類似の事例》	新潟市(13.1.1 編入・1市1町) 西東京市(13.1.21 新設・2市) 潮来市(13.4.1 編入・2町) さいたま市(13.5.1 新設・3市) 久米島町(14.4.1 新設・2村) つくば市(14.11.1 編入・1市)

<p>~ 15年8月</p>	<p>新居浜市（15.4.1 編入・1市1村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧別子山村の区域に設置（10年度間）</li> </ul> <p>あさぎり町（15.4.1 新設・1町4村）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区域に設置（10年度間）</li> </ul> <p>周南市（15.4.21 新設・2市2町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区域に設置（10年度間）</li> </ul> <p>田原市（15.8.20 編入・2町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧赤羽根町の区域に設置（5年度間）</li> </ul>	<p>福山市（15.2.3 編入・1市2町）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧町議会議員の残任期間、旧町議会議員を行政諮問委員とする（定数特例を適用）</li> </ul>	<p>1町）</p> <p>南部町（15.3.1 新設・2町）</p> <p>廿日市市（15.3.1 編入・1市1町1村）</p> <p>神流町（15.4.1 新設・1町1村）</p> <p>山県市（15.4.1 新設・2町1村）</p> <p>静岡市（15.4.1 新設・2市）</p> <p>呉市（15.4.1 編入・1市1町）</p> <p>大崎上島町（15.4.1 新設・3町）</p> <p>東かがわ市（15.4.1 新設・3町）</p> <p>宗像市（15.4.1 新設・1市1町）</p> <p>瑞穂市（15.5.1 新設・2町）</p> <p>野田市（15.6.6 編入・1市1町）</p>
--------------------	---	---	---

< 地域審議会制度の概要 >

## 1 制度の趣旨

地域審議会制度は、合併によって住民の意見が市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念に対して、市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、平成 11 年に創設された。

## 2 制度の概要

合併前に関係市町が、議会の議決を経て協議することにより、旧市町の区域を単位として、必要な区域に一定期間、地域審議会を置くことができる。

地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関して必要な事項についても、同様に協議により定める。

合併前の市町が協議して定めた事項を合併後に変更しようとするときは、新市の条例で定めなければならない。

## 3 地域審議会の役割

一般に地域審議会は、旧市町の区域に係る新市の事務に関して、新市の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項について新市の長に意見を述べる。

具体的な任務については、地域の実情に応じて判断されるべきものとされている。

なお、新市の長は、地域審議会が置かれている場合に、新市建設計画を変更しようとするときは、その意見を聴かなければならない

ことが法定されている。

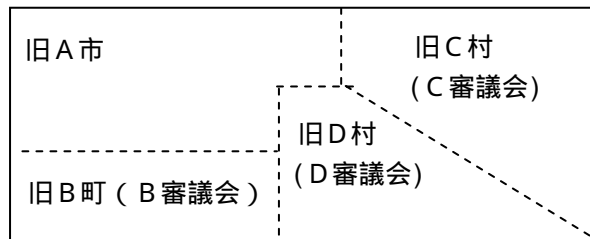
### 《地域審議会の役割の例示》

新市の長の諮問に応じて審議する . . . 新市建設計画の変更、計画の執行状況（定期的なもの）、基本構想・各種計画の策定、変更等

新市の長に必要と認める事項について意見を述べる . . . 新市建設計画の執行状況（随時的なもの）、公共施設の設置、管理運営・各種施策の実施状況等

### 地域審議会概念図

新市



地域審議会の設置は、旧市町の区域を単位とするものであり、2町の区域を合わせて1つの審議会を置くことや、市の区域を分けて審議会を設置することはできない。

地域審議会の設置は、全ての合併市町村に置かなければならないもので



はない。

また、地域審議会を設置する場合においても、全ての関係市町村の区域に審議会を置かなければならないものではない。

## 【法令・取扱通知等】

### 地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）抜粋

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

### 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年 法律第 6 号）抜粋

#### （地域審議会）

第 5 条の 4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第 2 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

#### （市町村建設計画の作成及び変更）

第 5 条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第 7 項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第 5 条の 4 第 1 項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。